

日立市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日立市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月1日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に要する費用の公費負担の限度額を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日立市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条第3号中「526円」を「542円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の日立市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 市議会議員及び市長の選挙における費用の公費負担の限度額について、次のとおり引き上げることとした。

- (1) 選挙運動用自動車の使用に要する費用（1日当たり）

区 分	改正前	改正後
借入れ契約	15,800円	16,100円
燃料供給契約	7,560円	7,700円

- (2) 選挙運動用ポスターの作成に要する費用（1枚当たり）

区 分	改正前	改正後
選挙運動用ポスター	526円	542円